

歯 科 技 工 所 開 設 届

令和 年 月 日

堺市保健所長 様

開設者 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

電 話 ( ) - \_\_\_\_\_

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、  
法人の名称、代表者の職・氏名 〕

下記のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第21条第1項及び同法施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

【留意事項】

個人開設の場合は、運転免許証等により、本人確認を行います。

堺市保健所受付印
ホームページ掲載説明
済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/>

1 開設の年月日	令和 年 月 日	
2 名称 ふりがな		
3 開設の場所	〒 電話： ( )	
4 管理者の住所及び氏名 (免許証原本及び写並びに履歴書を添付)	住所：〒 氏名： 電話： ( )	
5 業務に従事する者の氏名  (カッコ内に、歯科医師は(歯)、 歯科技工士は(技)、 その他の者は(他)と記入)  (免許証原本及び写を添付)	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
	( )	( )
6 リモートワークの実施 (コンピューターを用いた歯科補てつ物等の設計等。切削加工等を伴うものは不可。)	有・無	
(1) 上記が有の場合、5に記載の従事者のうち、リモートワークを実施する者の氏名及びその者に連絡可能な電話番号	氏 名	電 話 番 号
(2) 主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で行う場合、その場所の住所		
7 敷地の面積及び平面図	㎡ (別添敷地平面図1のとおり)	
8 周囲の見取図	別添見取図2のとおり	
9 歯科技工所の面積及び平面図	建 物 延 床 面 積	㎡ ( 階建 階部分)
	う ち 歯 科 技 工 所 面 積	㎡
	構 造 種 別	木造・鉄筋(鉄骨)コンクリート造・ その他 ( )
	平 面 図	別添平面図3のとおり
10 開設者が法人の場合、 定款・寄付行為等を添付	別添のとおり	

11 歯科技工所の構造概要（技工所が複数階にわたる場合は、各階別に記載すること）			
(1) 天井	板張り・セメント張り・吹付け・コンクリート・その他（ ）		
(2) 腰板	板張り・セメント張り・吹付け・コンクリート・その他（ ）		
(3) 床板	板張り・セメント張り・吹付け・コンクリート・その他（ ）		
(4) 各室床面積	技工室（場所）		m <sup>2</sup>
	研磨室（場所）		m <sup>2</sup>
	鑄造室（場所）		m <sup>2</sup>
	重合室（場所）		m <sup>2</sup>
	陶材焼成室（場所）		m <sup>2</sup>
	水道・流し台		m <sup>2</sup>
	その他		m <sup>2</sup>
(5) 水道	蛇口		箇所
(6) ガス	都市ガス・プロパンガス	ガス栓	箇所
12 歯科技工所が満たさなければならない構造設備の基準			
(1) 常備すべき設備及び器具等			
①防音装置	有・無	⑫分別ダストボックス	有・無
②防火装置（火気まわりの耐熱板）	有・無	⑬防塵用マスク	有・無
③消火器	有・無	⑭模型整理棚	有・無
④照明設備	有・無	⑮書籍棚	有・無
⑤空調設備	有・無	⑯救急箱	有・無
⑥給排水設備	有・無	⑰吸塵装置（室外排気が望ましい）	有・無
⑦石膏トラップ	有・無	⑱歯科技工用作業台	有・無
⑧空気清浄機	有・無	⑲材料保管棚（保管庫）	有・無
⑨換気扇	有・無	⑳薬品保管庫	有・無
⑩技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）	有・無	㉑歯科技工に関する書籍	有・無
⑪電機掃除機	有・無	㉒その他必要な設備及び器具	有・無
⑳計測用機器（技工用ノギス・計量カップ・タイマー・メジャーリングデバイス・メスシリンダー・温度計等）			有・無

(2) 手洗設備等	手 洗 設 備	有 ・ 無
	便 所	有 ・ 無
	更 衣 室	有 ・ 無
(3) 居住場所等からの区別	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか。	有 ・ 無
(4) 歯科技工所面積	防火及び安全に配慮して機器が配置でき、かつ、作業を行うのに支障のない10㎡以上の面積を有するか。	適 ・ 否
(5) 歯科技工所の区画	出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	有 ・ 無
(6) 防塵設備等	作 業 用 吸 塵 装 置	台
	室 内 用 集 塵 装 置	台
	防 湿 装 置	台
	防 虫 装 置	台
	防 鼠 装 置	台
(7) 酸処理設備	酸 処 理 設 備	有 ・ 無
	廃 液 処 理 設 備	有 ・ 無
(8) 廃水処理設備	浄 化 槽	有 ・ 無
	中 和 槽	有 ・ 無
(9) 高圧ガスの設備	酸素ボンベ	本
	アセチレンボンベ (アセチレンボンベを使用する場合は、「消防法」により消防長又は消防署長への届出が必要な場合有り。(圧縮アセチレンガス40キログラム以上を貯蔵している場合。))	本
	水素ボンベ	本
同上貯蔵施設	高圧ガス貯蔵施設 (「高圧ガス保存法」により高圧ガス貯蔵施設は、風通しがよく、火気、引火性、発火性のものから2m以上離れて設置してあること。酸素とアセチレン、水素は区別して置いてあること。)	有 ・ 無
(10) 塵あい又は微生物による汚染を防止する構造及び設備	適切な消毒剤が備えられているか。	有 ・ 無
(11) 清潔性の保持及び整理整頓	模型及び書籍の整理、整頓がなされているか。また、構成部品等を衛生的かつ安全に貯蔵、保管するために必要な設備を有するか。	有 ・ 無
(12) 従事者への対応	従事者の傷病に対する応急処置が可能か。	適 ・ 否
(13) 歯科補てつ物等の点検及び記録の保存	歯科補てつ物等の点検及び記録の保存に必要な設備及び器具を備えているか。	有 ・ 無

13 電気メッキ施設	無機シアン化合物による電気メッキ装置 (無機シアン化合物を使用して電気メッキを行う場合は「毒物及び劇物取締法」により保健所に届け出ているか。)	有 ・ 無
14 毒物及び劇物保管施設	毒物及び劇物保管施設 (「毒物及び劇物取締法」により、盗難、飛散、漏れ、地下浸透等防止するため、施錠できる堅固な施設で保管することが必要。また「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示することが必要。)	有 ・ 無
15 「歯科技工録」及び「手順書」の整備	「歯科技工録」及び「手順書」が整備されているか。	有 ・ 無
16 個人情報の適切な管理のための特段の措置	リモートワークを行う場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置が講じられているか。	有 ・ 無
17 歯科技工所の設備概要 (下記設備については、その番号を別添平面図3に記載すること)		
①電気エンジン	脚	⑩ポーセレンファーマス 台
②電気レース	台	⑪電解研磨器 台
③真空埋没器	台	⑫鍍金装置 台
④エアータービン	台	⑬超音波洗浄器 台
⑤エアークンプレッサー	台	⑭サンドブラスター 台
⑥プレス機	台	⑮レジン重合器 (槽) 台
⑦電気炉 (ガス炉)	台	⑯モデルトリマー 台
⑧ガステーブル (コンロ)	台	⑰高周波鋳造器 台
⑨鋳造機	台	⑱その他 ( ) 台